

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律が令和元年6月19日に公布され、令和2年6月1日に施行されます。(※公布から2年以内または3年以内に施行されるものが一部あります)
その中で、動物取扱業に係る部分についても改正がありましたので、その概要をお知らせいたします。

【動物取扱業に係る改正点(抜粋)】

1. 公布から1年以内に(令和2年6月1日から)施行されるもの

① 登録の拒否(法第12条第1項) → 登録拒否事由の強化

(登録拒否期間の延長、関連違反法令の追加)

- ・登録の取消処分があった日から5年を経過しない者(第3号)
- ・登録を取り消された法人の役員であった者で、取消後から5年を経過しない者(第4号)
- ・各関係法令(対象行為を拡大※)で罰金以上の刑に処され、その執行後5年を経過しない者(第6号) ※外国為替及び外国貿易法による罰金刑以上の刑等
- ・法人であって、その役員又は環境省令で定める使用人※のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの(第8号) ※第一種動物取扱業申請者の使用人であって事業所の業務を統括する者

(新規拒否事由)

- ・心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として環境省令で定める者(第1号)
- ・破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者(第2号)
- ・禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者(第5号の2)
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(第7号)
- ・第一種動物取扱業に関し不正又は不誠実な行為をする恐れがあると認めるに足りる相当の理由がある者として環境省令で定める者(第7号の2)
- ・個人であって、その環境省令で定める使用人※のうちに第1号から第7号の2までのいずれかに該当する者があるもの(第9号)

② 販売に際しての情報提供の方法等(法第21条の4) → 対面販売義務の強化

現行) 場所についての規定なし(事業所外の対面販売も可)

改正) 動物の状態を直接見せる場所及び対面による説明の場所を事業所に限定

③ 動物に関する帳簿の備付け等(法第21条の5) → 帳簿の備付け及び届出義務の対象拡大

現行) 犬猫等販売業のみ

改正) 犬猫以外の動物の販売業、貸出し業、展示業、譲受飼養業及び第二種動物取扱業(犬猫等の譲渡し)も対象とする

④ 動物取扱責任者(法第22条) → 動物取扱責任者の資格要件の強化

イ 営もうとする第一種動物取扱業の種別ごとに半年以上の実務経験があること。

ロ 営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術について1年以上教育する学校その他教育機関を卒業していること。

ハ 公平性及び専門性をもった団体が行う客観的な試験によって、営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術を習得していることの証明を得ていること。

現行) イ、ロ、ハのいずれかの要件を満たすこと

改正) イ・ロまたはイ・ハの要件を満たすこと

- ・要件イに「取り扱おうとする動物の種類ごとに実務経験と同等と認められる1年以

上の飼養に従事した経験」を半年以上の実務経験と併記

・資格要件を満たす者として獣医師免許又は愛玩動物看護師免許の取得者を明記

なお、既存の第一種動物取扱業における動物取扱責任者において、イのみで資格要件を満たしている場合は、施行から3年を経過する日までにロ又はハの要件を満たす必要があります(改正動物愛護管理法 附則第2条)。

またロ又はハで資格要件を満たしている場合は、施行日以前も含めて第一種動物取扱業登録期間が通算半年以上であれば(半年未満でも施行から3年以内に半年以上になった時点で)イを満たすものとみなしますが、それを証明する書類の提出を求める場合があります。

⑤ 勧告及び命令(法第23条第3項 新設)

勧告を受けた者が期限内(最長3カ月以内)に従わなかったときはその旨を公表

⑥ 第一種動物取扱業者であった者に対する勧告等(法第24条の2 新設)

廃業又は登録を取消した日から2年間は立入検査、勧告・命令の措置が可能

2. 公布から2年以内に施行されるもの

① 基準遵守義務(法第21条)→ 環境省令で定める遵守基準の事項(下記7項目)を明文化 犬猫等販売業者に係る遵守基準を具体的に明示

- ・施設の管理、設備の構造及び規模並びに当該設備の管理
- ・飼養又は保管に従事する従業者の員数
- ・飼養又は保管をする環境の管理
- ・疾病等に係る措置
- ・展示又は輸送の方法
- ・繁殖回数、繁殖動物の選定、その他の動物の繁殖方法
- ・愛護及び適正な飼養

※第二種動物取扱業の遵守基準もこれに合わせて改正予定

② 幼齢の犬又は猫に係る販売等の制限(法第22条の5)→ 附則(経過措置)の削除 天然記念物指定犬の特例措置

現行)附則の適用により、別に法律に定めるまで出生後49日を経過しないものの販売等を禁止
改正)附則の削除により、出生後56日※を経過しないものの販売等を禁止

※ただし天然記念物指定犬の特例措置により、天然記念物として指定された犬(秋田犬、甲斐犬、紀州犬、柴犬、北海道犬、四国犬)を犬猫等販売業者以外の者に販売する場合については本法「56日」を「49日」と読み替える。

3. 公布から3年以内に施行されるもの

① 犬および猫の登録

マイクロチップの装着・登録義務等のマイクロチップ関連の事項全般(法第39条の2~26)

・マイクロチップの装着(法第39条の2)→ 犬猫等販売業者への義務化

犬又は猫を取得した日から30日を経過する日までに装着(※)

生後90日以内の場合は生後90日を経過した日から30日を経過する日までに装着(※)

(※)上記の日までに譲渡しをする場合にあつてはその譲渡の日までに装着

犬猫等販売業者以外の犬又は猫の所有者に対しての装着は努力義務

・取外しの禁止(法第39条の4)

・登録等(法第39条の5)

装着した日から30日を経過する日までに登録(※)

装着済で未登録の犬又は猫を取得した犬猫等販売業者は取得した日から 30 日を経過する日までに登録(※)

(※)上記の日までに犬猫の譲り渡しをする場合はその譲り渡しの日までに登録
登録を受けた犬又は猫の譲渡しは、登録証明書を添付

・**変更登録(法第 39 条の 6)**

登録を受けた犬又は猫を取得した犬猫等販売業者及び犬猫等販売業者以外の者で登録を受けた犬猫を譲り受けた者→ 取得した日から 30 日を経過する日までに変更登録(※)

(※)登録、登録証明書の再発行及び変更登録の手数料は政令で定める

・**狂犬病予防法の特例(法第 39 条の 7)→ ワンストップサービス化**

マイクロチップ装着にともなう情報登録時には市町村長に通知

市町村長等がこの通知を受けた場合にあっては装着されたマイクロチップは狂犬病予防法上の鑑札とみなす。

4. その他の関連事項(罰則の強化)

・**愛護動物※みだりに殺したり傷つけたりした者(法第 44 条第 1 項)**

懲役刑が 2 年以下から 5 年以下に延長 罰金刑が 200 万円以下から 500 万円以下に強化

・**愛護動物を虐待した者、遺棄した者(法第 44 条第 2 項)**

「100 万円以上の罰金」から「100 万円以上の罰金又は 1 年以下の懲役」に変更

※愛護動物とは

- ① 飼い主の有無にかかわらず全ての牛・馬・豚・めん羊・山羊・犬・猫・いえうさぎ・鶏・いえばと・あひる
- ② ①以外で人に飼われている「哺乳類、鳥類、爬虫類に属する動物」